

## 学会誌等に関する規則

平成二十六年十月十三日

地区防災計画学会理事会

地区防災計画学会会則（以下「会則」という。）第三十条に基づき、学会誌等に関する規則を次のように定める。

（学会誌等の目的等）

第一条 地区防災計画制度の普及、調査研究等に関する情報を地区防災計画学会（以下「本会」という。）の会員等に対して提供するため、本会の学会誌等には、本会の動向、地域防災力向上やそれに伴う地域コミュニティ活性化のための取組の動向、会員等の論文等を掲載するものとする。

（論文等の対象分野）

第二条 本会の学会誌等に掲載する会員等の論文等（以下「論文等」という。）は、地区防災計画制度又はそれに関連する分野に関する著作物であり、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化、まちづくりの発展等に寄与する内容を持ち、本学会の会員等にとって有用な未発表の著作物でなければならない。

（論文等の種類）

第三条 論文等は、以下のように研究論文、報告論文及び研究ノートに区分するものとする。

なお、論文等は、学会誌への掲載に当たり、広報・編集委員会等の審査等を経るものとする。

- 一 研究論文 独創性、新規性、有用性等の面から価値が認められる学術研究。
- 二 報告論文 政策、現場の動向等の最新動向をいち早く伝えることを目的とする学術研究。
- 三 研究ノート 今後、研究論文に仕上げていく段階のものであるが、現段階で会員にとって参考となる学術研究。
- 四 事例報告・実践報告 時宜に応じた速報、具体的な事例や実践に関する報告。

2 前項第一号で定める研究論文の採録に当たっては、本会における査読を実施するものとする。

（論文等の執筆要領）

第四条 論文等の本文の執筆言語は、原則として日本語とする。

- 2 論文等の字数については、本文、図表、注記及び参考文献を含め、前条第一項第一号で定める研究論文は、二万字程度とし、前条第二号で定める報告論文及び同条第三号で定める研究ノートは、一万二千字程度とし、同条第四号で定める事例報告・実践報告は六千字程度とする。執筆者は、書式等については、別添の書式に従うものとし、学会誌等に掲載できる完全原稿を提出しなければならない。
- 3 論文等には、原則として、日本語及び英語による表題及び執筆者名、400字程度（英文の場合は150ワード）程度の日本語又は英語の要旨及び数個の日本語又は英語のキーワードを記載するものとする。
- 4 脚注は、ページ末尾又は文書末にまとめるものとする。

- 5 引用文献は、原則として、その文献の題名、著者名、巻数、掲載頁、発行所、発行年等を記載するものとする。また、外国文献は発行国を末尾に記載するものとする。
- 6 共同執筆の場合は、筆頭執筆者が当学会の会員でなければならない。
- 7 論文等の執筆者は、他の関係誌等に対して投稿を行った論文等又は投稿予定である論文等を投稿してはならない。

(広報・編集委員会)

第五条 地区防災計画学会規則第八条第一号で規定する広報・編集委員会（以下「委員会」という。）は、学会誌等の企画、原稿の募集、編集等を行うものとする。

- 2 委員会に、任期を定めて委員長一名及び委員若干名を置くことができる。
- 3 前項で規定する委員長及び委員は、会長が会員の中から推薦し、理事会において承認する。
- 4 会則第十六条第三項の規定は、本条第二項で規定する委員長及び委員の任期について準用する。
- 5 第三条第二項で定める査読を行う者は、委員会が指名する。

(論文等の提出先)

第六条 本会の学会誌等に論文等の掲載を希望する者（以下「執筆者」という。）は、論文等の原稿を、地区防災計画学会事務局に対して、電磁的方法により提出するものとする。

- 2 前項の提出に当たっては、論文等のワード及びPDFのファイルを添付するものとする。
- 3 第三条第二号で定める研究論文としての掲載を希望する場合には、前項の提出に当たり、査読料一万円を地区防災計画学会事務局に対して支払うものとする。

(採録)

第七条 論文等は、第三条第二項で規定する査読の結果を踏まえ、委員会において採否を決定する。

(著作権)

第八条 本会の学会誌等に掲載された論文等の著作権（本会が、出版社等と協力して学会誌等を発行する場合には、当該出版社等が作成する特集、記事等に関する部分を除く。）は、原則として本会に帰属する。ただし、執筆者は、当該論文等を、本会の学会誌等に掲載した論文等であることを明示した上で自らのホームページ等に転載することができる。

(公表方法等)

第九条 本会の学会誌等は、原則として、年三回程度発行し、会員に対して電子版で配布するほか、本会のホームページ等にその要旨等を掲載するものとする。

- 2 前項で定める電子版のほか、出版社等と協力して印刷物である学会誌等を発行することができる。
- 3 前項で定める印刷物である学会誌等には、出版社等が作成する特集、記事等のほか、関係広告を掲載することができる。
- 4 委員会が必要であると判断し、かつ執筆者の承諾があった場合には、本会の学会誌等に掲載した論文等を他の関係誌等に掲載することができる。

(免責)

第十条 執筆者は、投稿に当たり、先行論文等に係る著作権等の問題について、責任を持って対応するものとし、本会は、それらについて責任を負わないものとする。

付 則

(施行期日)

第一条 本規則は、平成二十六年十月十三日から施行する。